

郡山市農業振興アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 生産技術や販売対策について客観的な立場からの指導・助言をはじめ、担い手育成を進める観点から各種座談会のあり方などへの提言を受け、「食と農を育む活力と魅力あふれる郡山の農業」の推進を図るため、郡山市農業振興アドバイザー（以下「農業アドバイザー」という）を置く。

(定義)

第2条 農業アドバイザーは、農業全般に関する専門的な知識と郡山市の農業形態にあった知識を持ち、経験に基づいた適切な指導・助言を行うことができる者で、市政の伸展に寄与しようと認められる者とする。

(委嘱)

第3条 農業アドバイザーは、4名以内とする。

2 農業アドバイザーは、第2条に規定する者の中から市長が委嘱する。

(身分)

第4条 農業アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 農業アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 農業アドバイザーは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 「郡山市食と農の基本計画」の推進に係る提言に関すること。
- (2) 低コスト生産技術に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 安全・安心な食料の生産に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 現地指導会の開催に関すること。
- (5) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

(服務)

第7条 農業アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 農業アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 農業アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第8条 農業アドバイザーに謝金等を支給し、その額は別に定める。

(解嘱)

第9条 市長は、農業アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中においても、解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により辞職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。

- (3) 農業アドバイザーとしての適格性に欠けると認めるとき。
- (4) 事務事業の都合により農業アドバイザーを設置する必要が無くなったとき。
- (5) 第7条の規定に違反したとき。

(庶務)

第10条 農業アドバイザーに関する庶務は、農商工部農業政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、農業アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。